

監査結果に基づく措置

- ・通知日：令和2年11月16日
- ・指定管理者：遠鉄アシスト株式会社
- ・所管課：維持管理課
- ・施設名：森林果樹公園

指 摘 事 項 等	措 置 状 況	措置日
1 指定管理者 (1) 施設の管理運営に関する経理が、協定書に定められている専用口座での執行・管理となっていない。経理状況を明確に確認できるよう協定内容の見直しも含め検討し、協定書に沿った執行・管理とすること。 (2) 定期報告書については、協定書に規定された項目にかかる報告を遅滞なく提出すること。 (3) 完了報告書における収支決算書の実績額については、算出根拠となる帳簿書類等の精査をし、記載漏れや誤記のないようにチェック体制を見直すこと。令和元年度収支決算は十分確認を行った上で提出されたい。 (4) 事業計画書や報告書における収支状況の費目については、所管課の指導に基づいた記載内容とすること。 (5) 果実販売用の代金を入れる金庫について、盗難防止のための方策を検討すること。	(1) 運営上、専用口座で管理することが困難なものを除き、専用口座で管理しました。年度協定書について所管課と協議し、協定内容の見直しを行いました。 (2) 定期報告書については、協定書に規定された報告事項を遅滞なく提出しました。 (3) 完了報告書における収支決算書の実績額については、複数人でチェックし、適正な事務処理を徹底します。 (4) 事業計画書や報告書における収支状況の費目については、所管課の指導に基づいた記載内容とします。 (5) 果実販売用の代金を入れる金庫については、監視カメラの設置や有人販売について検討します。	R2. 3. 17 R2. 10. 15 R2. 3. 17 R2. 3. 17 R2. 3. 17
2 所管課 (1) 施設の管理運営に関する経理において協定書に定められている専用口座での執行・管理となっていない。指定管理者の管理状況を見極めながら、団体自身が実施している事業とは別に独立した会計帳簿を作成することなど協定内容の見直しも含め検討し、協定書に沿った執行・管理となるよう指導を行うこと。	(1) 独立した会計帳簿を作成するよう指導しました。年度協定書について指定管理者と協議し、協定内容の見直しを行いました。	R2. 4. 1

(2) 指定管理料の支払い時期については、指定管理者との連絡調整を図り、協定書に沿った事務処理を行うこと。	(2) 年度協定書及び請求書の提出を速やかに行うよう指定管理者と連絡調整を図りました。今後は、支払時期の見直しを含めた検討を行い、協定書に沿った事務処理を行います。	R2. 3. 17
(3) 定期報告書や完了報告書については、協定書に規定された項目にかかる報告が遅滞なく提出されるよう指導すること。また、利用者数や収支状況等、正確な管理運営状況の把握に努め、報告事項の記載漏れや誤記等がないよう、内容の確認を徹底すること。さらに、令和元年度収支決算の確認を十分に実施されたい。	(3) 定期報告書や完了報告書については、協定書に規定された項目にかかる報告が遅滞なく提出されるよう指導しました。また、利用者数や収支状況等、正確な管理運営状況の把握に努め、報告事項の記載漏れや誤記等がないよう、複数人で内容の確認を徹底しました。	R2. 5. 25
(4) 事業計画書や報告書における収支状況の費目については、収支予算書と決算書の費目を統一し、十分な精査ができるよう、団体と協議の上対応すること。	(4) 事業計画書や報告書における収支状況の費目については、収支予算書と決算書の費目を統一するよう指導しました。	R2. 3. 17
(5) 施設の管理、収支状況を正確に把握するため、必要に応じて、経理関係帳簿の提示を求めるなど、正確な事業報告がなされるよう指導監督を行うこと。	(5) 必要に応じて、経理関係帳簿の提示を求めるなど、正確な事業報告がなされるよう指導監督を行います。	R2. 3. 17
(6) 備品について、現行の協定では、原則として指定管理料から購入することができない。ただし、業務運営上、必要不可欠であると判断される備品の調達については、団体と市の両者間で十分協議の上、リースでの対応が可能かどうかを検討するなど最良の方法で対応すること。また、団体が民間の発想で、より効率性を高められる等の理由で調達する備品については、団体自身の費用で購入するよう指導すること。	(6) 備品の適正管理に努めます。	R2. 3. 17